

令和6年度 山口市インバウンド受入環境整備支援補助金（Q&A）

【事業の目的】

Q 1	この補助金は、どのような目的に対する事業ですか。
A 1	市内事業者を対象として、訪日外国人旅行者の滞在時の利便性及び満足度の向上に寄与する受入環境整備に係る経費の一部を補助することで、観光地としての魅力向上を図ることを目的としています。

【補助対象者】

Q 2	この補助金の対象者を教えてください。
A 2	本補助金は、市内で以下に掲げる施設を所有し中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を対象としています。 （1）観光施設（観光旅行者の利用に供される施設のうち、体験、遊戯、観賞又は運動のための施設をいう。） （2）宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。） （3）飲食施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。） （4）小売業（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類I-小売業をいう。）を営む店舗 （5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、市長が認める施設 なお、上記に規定する施設は、本市に所在する施設で、本市を訪れる訪日外国人旅行者が利用することができるものであることが条件です。

Q 3	個人事業主は対象となりますか。
A 3	開業届を提出している方、又は所得税の確定申告により事業収入を申告している方は対象となります。

Q 4	フリーランスで活動しているが、対象となりますか。
A 4	上記A3. の個人事業主に該当する方は対象となります。

Q 5	施設・事務所が市内にあるが、本社が市外の場合は対象となりますか。
A 5	市内に事業所を有し、その施設における事業であれば対象となります。

Q 6	これから創業する人は対象となりますか。
A 6	申請時点で創業していれば対象となります。

【対象要件】

Q7	対象となる「施設」「事務所」とはどのようなものですか。
A7	事業のために所有又は賃貸借している専有施設において、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものです。住宅併用の店舗・事務所であっても、事業の目的や対象要件が合致していれば対象となります。

Q8	複数店舗の整備をしたいと考えていますが、1店舗毎に、それぞれ申請ができますか。
A8	市内に所在する複数店舗の整備は可能ですが、同一年度につき1事業者当たり1回限りの申請となるため、まとめての申請となります。

Q9	申請は、同一年度につき1事業者当たり1回限りとなっているが、本店と支店がある場合の取り扱いはどうなるのか。
A9	同一年度につき1事業者当たり1回限りの申請となっていますので、複数の店舗・事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q10	大企業の支店や営業所は対象となるのか。
A10	大企業（みなし大企業を含む）は、対象外となっています。 A2. の市内で事業を営んでいる中小企業者が対象です。

Q11	フランチャイズのコンビニも対象となるのか。
A11	フランチャイズも対象事業者に該当すれば対象となります。 （全国チェーンの直営店舗は対象外です）

Q12	令和6年12月31日までの期日にどのような状態であればよいのですか。
A12	令和6年12月31日までに納品及び支出を終えたものが対象となります。 事業完了から30日以内に実績報告書の提出をお願いします。

【申請について】

Q13	申請にはどのようなものが必要か。 申請書類等は、どこで入手できますか。
A13	申請様式や必要書類については、山口市・山口商工会議所のウェブサイトからダウンロードが可能です。 お問い合わせ先は、山口商工会議所（083-925-2300）となります。

Q14	申請は先着順ですか。
A14	先着順となります。 予算の範囲内で受付及び審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は募集期間前に終了する場合があります。

Q15	審査はどのようにされるのか。
A15	受け付けられた申請については、随時、山口商工会議所において審査し、交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。なお、審査方法などの詳細は、募集要項をご確認ください。

Q16	設備導入や工事はいつからできるのですか。
A16	購入や工事着手は、原則、交付決定日以降としてください。ただし、令和6年4月1日から交付決定までに購入又は工事着手されたものについても、発注及び支払いが確認でき、条件を満たしていれば対象となります。

Q17	交付決定前に設置工事をしてしまったため、着工前の写真がありませんが対象となりますか。
A17	令和6年4月1日から交付決定日までに購入又は工事着手されたものについては、着工後の写真のみで構いません。ただし、発注した日が確認できる書類や領収書を提出いただくこととなります。

Q18	契約書は必要ですか。
A18	契約書がなくても、領収書に発注先や品目、数量、単価、消費税が明記されていれば領収書で構いません。なお、「〇〇の設置費として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは確認ができないため、その場合は、契約書等の内訳が分かる書類が必要となります。

Q19	領収書はコピーでも構いませんか。
A19	コピーでも構いません。領収書は、発注先や内容が分かるものを提出してください。

Q20	事業完了後に補助金はいつ入金されますか。
A20	事業完了後、実績報告書を提出していただき、最終的な補助金額の確定を行い、請求書が提出された後に2週間程度で支払います。

Q21	クレジットカード払いは可能ですか。
A21	カード払いは可能です。ただし、令和6年12月31日までに決済したもので、内訳が分かる領収書とカード利用伝票（お客様控え）の両方を添付してください。

Q22	指定管理を受けている公的な施設に備品を設置する場合、対象となりますか。
A22	対象外となります。公的な施設の運営・管理は、それぞれの施設設置者において対策を講じるものであるため、対象なりません。

Q23	支払を確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能ですか。
A23	対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象とは認められません。再発行などで対応してください。

Q24	登記事項証明書や市税の滞納のないことの証明書の有効期限はありますか。また、コピー等の写しでも可能ですか。
A24	登記事項証明書は概ね3か月以内、市税の滞納のないことの証明書は申請日以前3か月以内に発行されたものを提出してください。 登記事項証明書は事業実態の確認のための書類の一つですのでコピー等の写しで構いませんが、市税の滞納のないことの証明書は本証明書のみをもって納税確認をするため原本の提出をお願いします。

【補助対象となる経費について】

Q25	消費税は対象となりますか。
A25	補助対象経費は「消費税及び地方消費税額」を除いた額となります。申請書の記載欄に税込み金額と補助対象経費となる税抜き金額を記載していただきます。

Q26	申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
A26	自社で工事したものについては、対象なりません。 工事以外の備品購入等について、他の販売店等で購入するものについては対象となります。

Q27	既に一部の工事・設置が終了していますが、対象となりますか。
A27	原則、交付決定後の工事が対象となりますが、令和6年4月1日から交付決定日までに着手した工事でも契約書や領収書等で確認でき、条件を満たしていれば対象となります。

Q28	令和6年12月31日までの納品や工事完了が必要ですか。また、支払いは令和6年12月31日以降でも対象となりますか。
A28	令和6年12月31日までに事業（納品・工事）が完了し、支払い済の事業が対象となります。

Q29	インターネット環境の整備のみでも、対象になりますか。
A29	対象にはなりません。 キャッシュレス決済機器本体の新規導入が前提条件になります。

Q30	キャッシュレス決済機器本体の導入は行わず、タブレット端末の購入費用が対象となりますか。
A30	対象にはなりません。 キャッシュレス決済機器本体の新規導入が前提条件となります。導入するキャッシュレス機器にタブレット端末が周辺機器として必要な場合にのみ対象とすることができます。